手術台(ミズホ社製)保守点検業務仕様書

京都市立病院における手術台(瑞穂医科工業社製)の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、下記のとおり必要な事項を定める。

記

1 対象機種

手術台 MOT-5701 × 4 台 MOT-3600B × 1 台

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院 手術室

3 契約期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

- 4 契約条件
 - (1) 業務の内容
 - ア 定期交換部品の交換作業を含む定期点検
 - イ 緊急故障発生時の修理対応
 - (2) 実施要領
 - ア 乙は、点検実施予定表を平成28年 月末日までに甲の事務局契約担当へ提出すること。なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに事務局契約担当へ報告すること。
 - イ 乙は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。
 - ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。
 - エ 乙は、保守点検終了後速やかに、乙の所定の様式により実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局契約担当へ提出すること。
 - オ 乙は、本契約の対象機種に故障が発生し、連絡を受けたときは、関係部署に診療行 為において支障なく速やかに出張したうえで、点検、調整、修理等を行うこと。
 - カ 故障の修理に時間がかかる場合等,甲の業務に支障をきたす場合は,乙は代替器等で対応するが、費用に関しては別途協議のうえ、対応すること。
 - キ 機器に関する取扱い,不具合,故障等の情報については,関係部署へ積極的に情報 提供すること。
 - (3) 本契約に含まれる費用の内訳 定期保守点検にかかる費用及び交換部品(1品10万円以下の部品)を含む一切の 費用。
 - (4) 本契約に含まれない費用の内訳
 - ア 1品10万円以上の修理交換部品
 - イ アクセサリー類の消耗品関係

(5) 委託料の支払

甲は、契約期間終了後、乙の請求により、委託料を一括して支払う。

5 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

4 定期点検

乙は,契約期間中は常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため,年1回の定期保守点検を行うものとする。

5 緊急時の処置

乙は,契約の機種に故障が発生し,甲の通知を受けた場合には,速やかに点検,調整, 修理等を行う。

6 実施要領

- (1) 乙は、点検実施予定表を毎年度4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。 なお、実際の点検実施日時等については、市立病院の業務に支障のないよう甲乙協議 のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。
- (2) 乙は、保守点検の終了後速やかに、乙の所定の様式により、実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し、その内容について確認を得ること。
- (3) 機器に関する取扱い,不具合,故障等の情報については、関係部署へ積極的に情報提供すること。

7 部品の交換

消耗品・部品については別途請求とする。

8 支払条件

委託料は、各年度の委託業務完了後、当該年度相当分の委託料を一括して、乙の請求により甲が支払うものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。